

議案第 8 1 号

世田谷区手数料条例の一部を改正する条例
上記の議案を提出する。

令和 6 年 1 1 月 2 6 日

提出者 世田谷区長 保 坂 展 人

(説明) 多機能端末機による証明書等の交付に係る手数料の額の特例措置を定める
必要があるので、本案を提出する。

世田谷区手数料条例の一部を改正する条例

世田谷区手数料条例（平成１２年３月世田谷区条例第３号）の一部を次のように改正する。

附則第３項中「令和６年３月１日から同年４月３０日まで」を「令和７年２月１日から同年５月３１日まで」に改める。

附 則

この条例は、令和７年２月１日から施行する。